

平成 20 年 9 定 文教常任委員会

此村委員

それでは、私の方から何点か質問をしたいと思えます。

まずはじめに、6月の定例議会でも御質問をさせていただきました。劇症アレルギーと言われておりますアナフィラキシーショックでございます。要するに、このショックが起ったときに30分以内にエピペンという注射をしなければ命にかかわると言われているわけでありましてけれども、これは文科省の方から、いわゆる今までは自分自身か家族、それから医療関係者が打たなければいけないよという、こういうことになっておりましたけれども、教職員も緊急時には打っていいよと、打っても法的には問題がないという、こういう通達を文科省から出しました。

これに対しまして、47都道府県はそれぞれの反応を示しておきまして、どことどことは言いませんが、こんなあいまいなものをそのまま出したら現場は混乱してしまうからということで、文科省のその通達すら、その指導の通達というんでしょうか、何と申しますか、今デスクにありませんが、それすら下の学校長に配らなかつた、配っていないという都道府県もあれば、ある都道府県では、ではもういいやと、学校現場にもう全部を任せちゃえと、とりあえず国側の通達を全部流して、やるかやらないかは学校現場が判断という、こんな対応をしている都道府県もあると、こういうことでもございました。

私もこの6月定例議会でこの問題を取り上げまして、神奈川県におきましては、きちっと学校現場が混乱しないように、迷わずにそういった症状が出たときに教職員がエピペンを注射できるようにすべきである。そのように通達を出すべきである。このように申し上げたわけでございますが、はじめに県教育委員会としてどのような対応をされたのか、まずお聞きしたいと思います。

保健体育課長

本年6月に、日本学校保健会から発行されました、学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン、この中でアドレナリン自己注射エピペンの取扱いが示されておりますが、アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員が、エピペンを自ら注射できない児童・生徒に代わって注射するということにつきまして、学校現場に混乱をもたらすような記載でございました。

そのため、県教育委員会では、平成20年7月23日付けで、アレルギー疾患を有する児童・生徒への対応につきまして、特に留意すべき事項として、各市町村教育委員会及び県立学校等へ通知をいたしました。

主な内容でございますけれども、保護者や主治医の意見を基に、個々の症状等を把握し、学校生活への配慮等に留意する。それから、症状の急激な変化に備え、緊急時の対応を準備しておく。人命救助の観点から、やむを得ずエピペンを注射する場合は、医師法違反にはならないことなどでございます。

此村委員

通達を出していただいて、少なくとも学校現場では教育委員会の方から通達が出ているとこういうことで、アナフィラキシーショックが起ったときに、エピペンで、ある意味では安心をして、また責任を持って対処ができると。こういうことで大変評価をいたしておるところでございますが、実は私がいろいろと調べたところ、全部は分かりませんが、恐らくアナフィラキシーショックが起ったときに、緊急時に教職員がエピペンを打っていいよというふうな通達を出したのは、神奈川県が初めてというふうに聞いております。そう

した意味で、果敢に、また早期に対応していただいたことは、率直に申し上げまして敬意を表していききたいと、このように思っております。

各学校に対して通知を出したわけでありませけれども、県教育委員会としてエピペンを携帯している子供たちの状況、当然これは把握をしておく必要があると思いますが、どのように対応されたのか、また把握しておられることをお聞きしたいと思っております。

保健体育課長

県教育委員会では、県内小・中・高等学校を対象にいたしまして、平成20年8月14日付けでエピペンを常時携帯している児童・生徒が在席する学校及び人数を調査いたしました。その結果、9月1日現在、小学校42校、51人、中学校13校、14人、高等学校12校、12人、特別支援学校1校、1人ということで、計68校、78人の児童・生徒がエピペンを常時携帯しているということが分かりました。

此村委員

この78人の人たちがエピペンを常時携帯していると。恐らくいつアナフィラキシーショックが起るか分からないから携帯しているわけでありまして、ショックが起ったときに冷静に、では注射ができるかと、こういになると甚だ難しいと言いますか、そういったことを言われている中で、この神奈川県がこのようにまず適切に手を打ったということは、本当に改めてそういった子供さんを持った親御さんから大変な感謝をされているわけでございます。

それと併せて、これは神奈川県だけではなくて、多くの全国のアナフィラキシーショックを持つ子供を持った親御さん、また、そこまでまだ至らないけどいつそうなるか分からないという状況の中にある、そのアレルギーのお子さんを持った親御さんから、それではエピペンと同時に、こういったことをきちっと学校現場に、この通達を出した。次にはやっぱり教育をきちっとしてもらいたい、研修をしてもらいたい、こういった声が強いわけでございます。他の都道府県ではそこまでいかない。まだエピペンの取扱いに対する通達すら出してない現状でございますが、神奈川県はいち早くそういった通達を出したわけでございますし、いち早くまたこの把握を、どこの学校に何人のそういうお子さんがいるかということ把握をされたわけでございますので、あとこうした学校の先生方を中心とした教職員ですね。どれだけのきちっと研修を行うのか。これが課題であるというふうに思いますが、どのように対応されるかお尋ねいたしたいと思っております。

保健体育課長

アナフィラキシーショックは、重篤のケースでは生命に危険が生じるというように指摘されていることから、緊急時における学校でのエピペンの取扱いについても、迅速で適切な対応が重要だと考えております。

そのため県教育委員会では、今回の調査結果で把握した学校の教職員、それから管理職1名、そして管理職以外は児童・生徒にかかわっている方1名を対象に、エピペン使用の不安を解消して、いざというときに適切な対応ができるように、研修会を開催することといたしました。

この研修会では、アレルギー疾患の専門医を講師をといたしまして、アナフィラキシーショックを有する児童・生徒への対応をはじめ、エピペンの練習用キットを用いました実習を取り上げるなど、より実践的な内容となるよう検討しているところでございます。

県教育委員会といたしましては、こうした取組によりまして、アレルギー疾患を持つ子供たち一人一人が安心して学校生活が送れますよう、きめ細かい対応に努めてまいりたいというふうに考えています。

此村委員

この問題については、神奈川県下の各市町村議会の中でも取り上げられておりまして、アナフィラキシーショックが起きたときのエピペンの使用について、各市町村の教育委員会から通達を出すべきだと、こういう取り上げ方で各市議会でも取り上げられたと聞いております。

当然この通達が出る前の話でもあるわけですから、検討しますということで終わっているわけでありましてけれども、周知、徹底はされているわけでありましてけれども、是非、再度この辺がよく周知されるように、再徹底、周知を図っていただきたいと同時に、こうしたことがやっぱり神奈川県はすごくこういうふうな、いつも国の施策の足りない部分をきちっと補って対応しているわけでありまして、この辺をもう少し工夫して、他の都道府県で神奈川県がこういうことをやっているということは、分からないところも一杯あるわけでありまして、相変わらずいろいろな新聞を見て、我々の機関誌なんかを見ると、どここの県議会がエピペンの使用を認めるように対応すべきだなんてことを、いまだに質問している議会があるわけですので、何らかの形で神奈川県はこのモデルというものを全国に知らしめるような方策も、是非考えていただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今後もアレルギーを持ったお子さんたちが安心して学校生活を送れるように対応をしていただきたいことをお願いしまして、この問題は終わらせていただきます。

次に、文化財の普及・啓発についてであります。

神奈川県内では、鎌倉や小田原をはじめ、歴史的な遺産が多く存在しております。鎌倉では昨日も議論になりましたけれども、世界遺産の登録を目指すなど、文化財に対する県民意識が高いものがあります。また、高齢化が進む中で団塊の世代の退職が昨年からは始まっておりまして、退職後は何をやるかというふうな中で、郷土の歴史・文化に関心を持つなど、県民の文化財に対する関心も非常に高まっているのではないかとこのように思っております。

併せて、私はたまたま見るときがあるんですが、何ですか、全国なんでも鑑定団なんて、大変人気を博したテレビがありまして、いろんな埋もれた文化財がテレビ等で紹介をされておりまして、あれも非常に視聴率が高いというふうに聞いておりまして、それだけ国民の文化財に対する関心が非常に高くなっている。こういうことを改めてテレビ番組を見ながら認識を深めているわけでありまして、そこで、県内の文化財の状況と、県民への普及・啓発について何点か伺いたいと思います。

まず、文化財と言いましても、有形文化財や埋蔵文化財などいろいろとあると思いますが、この文化財の種類について伺いたいと思います。

文化財担当課長

文化財の種類についてでございますが、まず、建造物ですとか、絵画、彫刻などの美術工芸品の有形文化財、それから演劇ですとか音楽などの芸能や工芸技術の無形文化財、それから民俗芸能やそこで使われている衣類などの無形・有形の民俗文化財というのがございます。それから史跡・名勝・天然記念物が該当します記念物、そして埋蔵文化財など大きく分けて8種類というふうに分類されております。

国では、これらの分類に基づきまして、価値のあるものを文化財保護法に基づきまして、国宝や重要文化財に指定を行うとともに、指定制度よりちょっと緩やかな登録制度というものもございます。そういうものを設けて保護している状況でございます。

また、県や市町村はそれぞれ文化財保護条例を制定しまして、国に準じて文化財の保護

を行っている状況でございます。

此村委員

いろいろと文化財のいろんな種類がありますよというお話がありましたが、国指定や県指定のほかに市町村指定したものと、こういうお話でございますが、本県における文化財の指定保護の状況はどのようになっているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

文化財担当課長

本県の文化財の指定状況でございますが、平成20年9月1日現在でございますが、国指定の文化財は、国宝として円覚寺の舍利殿ほか美術工芸品を合せまして18件につきまして、国宝でございます。それから、重要文化財としましては、有形文化財としての建造物が53件、美術工芸品で278件、無形文化財で3件、民俗文化財では、先般新聞でも報道されましたが、ユネスコの無形文化遺産第1号に推薦されることになりました、三浦市の三崎のチャッキラコなど7件が指定されている状況でございます。

また、小田原城跡や建長寺庭園など記念物である史跡・名勝・天然記念物が64件指定を受けております。国宝、重要文化財と合わせまして、本県では423件の国指定の文化財を有しております。

また、国の登録文化財でございますが、登録有形文化財としましては、本県第1号であるキングの異名を持つ県庁本庁舎を含めまして136件、それから、登録記念物としましては山下公園など4件、計140件となっております。国の関係でございますと、指定、登録を合わせて563件という状況でございます。

それから、県指定でございますが、有形文化財としましては相模原市の小原宿本陣など建造物で45件、それから美術工芸品で203件、計248件でございます。それから相模人形芝居などの民俗文化財が49件、それから山北町の河村城址などの記念物が89件、合わせまして計386件という状況でございます。

また、市町村の指定の状況でございますが、若干統計が古うございますが、平成19年4月現在でございますが、有形文化財で1,071件、無形文化財で7件、民俗文化財で166件、記念物で285件の計1,529件となっております。

このように、県内、国・県・市町村の文化財を合わせまして2,478件が指定、登録されているということでございます。

此村委員

大変多くの文化財があるわけでありまして、県民に文化財の大切さを理解してもらうため、やっぱり様々な普及・啓発が行われなければならないというふうに思っているわけですが、いかに対応されているか、お聞かせいただきたいと思っております。

文化財担当課長

文化財の啓発についてでございますが、本県では平成15年4月1日からPLANETかながわの中に、神奈川県文化財というホームページをつくりまして、国・県指定等の文化財の紹介を行っております。

また、今年度37回目を迎えますが、文化財の保護をテーマに、県内の中学生を対象にしたポスター画の募集を行っております。本年度、560点の御応募をいただいております。そういう中で最優秀作品をポスターにしまして、県内関係機関や市町村、指定文化財のある社寺等に配布をしているところでございます。また、優秀な作品を展示した文化財保護ポスター展の開催も行っております。今年度は平塚市の中央公民館を皮切りに県内6箇所で開催を予定しております。

また、埋蔵文化財の関係では、昨年度から県の歴史博物館で県内の出土品を中心にながわの遺跡展として企画展示を行うとともに、児童・生徒を対象としました考古学スクールセミナーや、夏休み考古学教室など、若年層への普及・啓発に努めておるところでございます。

このほか年4回発行しております生涯学習情報誌、PLANETかながわに毎回、指定文化財や埋蔵文化財の出土品などの文化財情報を掲載して、情報の発信に努めております。直近では、この7月に、国の重要文化財に指定されました運慶作の大威徳明王像を取り上げて紹介しているところでございます。

此村委員

文化財の普及・啓発について、様々なお話がございました。その中で特にインターネットにおける普及・啓発、だれでもパソコンでアクセスできると。こういうことと、すべてのものを一応全部見るといいますか、触れることができるわけでありけれども、最近、新聞記事で愛知県の文化財ナビ愛知ということで、文化財をやっぱり県民の皆様に広く普及・啓発をすることによって、文化財に親しむというのは、文化というのはカルチャーというので耕すですから、人間の心を豊かにしたりするという、そういった大きな県民の心を豊かにするということ。

それから、もう一つは、さっきもちょっと申し上げましたけれども、団塊の世代の大量退職時代を迎えて、これからその後何をしたいこうとか、何に興味を持って、趣味をどうしていくかという、こういった問題にこたえるということ。それから、もう一つは、今日の朝もテレビで盛んにやっていたんですが、観光立国日本、神奈川県も観光立県神奈川を目指してやっているわけでありまして、そういった、例えば、私が愛知へ行くと、愛知へ行ったときにちょっと時間があつたと。何か興味があるものがないかということで、ざっとインターネットで見る。そうすると文化財も出てくる。これ面白そうだな、これはなるほど行ってみたいなというようなことでできるという、こういう視点からインターネットでの紹介というのが、非常に大きな役割を果たしてくるのではないかと思っているんです。私も愛知の文化財ナビ愛知を見たら、本当に吸い込まれるようにして、とにかくもうカラー写真で一つ一つの文化財が、説明でも教科書よりも詳しいのではないかというぐらいの説明と、さらには、ちゃんとアクセス、どのようにして行くんだよという、どうぞ来てくださいと言わんばかりの、こういった丁寧な紹介が、一つ一つになされていたのですが、神奈川県はどのようになっていますでしょうか。

文化財担当課長

本県のホームページ、神奈川の文化財の掲載内容でございますが、一つは文化財の分類を含めた保護の体系と、それから文化財の指定状況として、国・県・市町村の文化財の指定数の一覧、それから文化財の検索では、国指定、県指定等物件の概要の紹介、それから埋蔵文化財の検索では、出土品の紹介等を行うほか、県内市町村の文化財紹介のホームページや文化庁、それから神奈川県民俗芸能保存協会、埋蔵文化財センターや県の歴史博物館など、県の関係機関のホームページとリンクをさせております。

個々の指定文化財の紹介内容につきましては、国・県の指定区分、分類、名称、指定理由や特徴の概要、指定年月日、所在地、所有者などを掲載しておりますが、今委員お話しのありました愛知県の文化財ナビに比べますと、写真の掲載も少なく、解説など指定理由や特徴など、簡潔な紹介にとどまっているということでございます。

此村委員

私も質問をするためちょっと見てみたんですけどね。課長からの答弁がありましたよう

に、非常に簡潔にできております。どう行ったらいいんだという、そういうアクセスも何も書いていないと。こういうことでして、せっかくああいうのをあそこまで調べられておられるわけですから、あれにカラー写真を載せるとか、もうちょっと詳しく解説するとか、それからまたアクセスを載せるとか、そういうことで非常に文化財に対する関心の高まりというニーズに、大きくこたえられるとともに、やっぱり神奈川県魅力を、インターネットですから、全世界で紹介するということにもなりますし、また神奈川県に多くそういった観光客を招致できるというような、そういったことにもなるわけでありまして、きちっとせめて愛知を目指せなんていう恥ずかしいこと言いたくないんですが、愛知を実は超えるぐらいの、天下の神奈川県ですから、是非つくってもらいたいなど。

制作費は新聞によると約90万円できるといいます。その代わり、職員が一生懸命やったんだろうと、こういうことだろうというふうに思いますが、やっぱり神奈川県らしい、さすが神奈川県だなど、ましてや観光立県神奈川県にふさわしい、また文化立県神奈川県にふさわしいと言える、そういった紹介の仕方をすべきである。このように思いますがいかがでしょうか。

文化財担当課長

委員御指摘のとおり、多くの方々に文化財の歴史ですとか、特徴を知っていただき、その大切さを理解していただくためには、ホームページの充実が有効な方法というふうに考えてございます。現在大変厳しい財政状況でございますが、できるだけ職員の手によって工夫をしながら、内容の充実を図ってまいりたいと考えております。

国・県の指定文化財や登録文化財、件数は現在900件を超えてございますけれども、できるところから早速にも改善を図ってまいりたいと考えています。

まずは、市町村の中には既にそれぞれの市町村のホームページの中で、管内の文化財について、写真を含めて詳細な紹介をされているところもございまして、そういう面で、県の文化財情報の詳細画面から、直接、それぞれの市町村の紹介画面にリンクできるような改善をまずは図ってまいりたいと考えております。

また、文化財の歴史ですとか特徴など分かりやすくなるよう、文化財の解説も充実させてまいるとともに、写真につきましても所有者の御協力を得て、順次掲載をしていきたいというふうに考えております。今後とも市町村と連携を図りながら、文化財の普及・啓発に積極的に努めてまいりたいというふうに考えています。

此村委員

いろいろやりますよと。こういうことなんです、まず施策というのはいつまでに、何をどうするんだと。これが施策です、できるだけ早くやりますでは、これは施策に入らないんですね。いつまでに何をどのようにやるのかという、ちょっと余り無理を、職員の皆さんに過重な負担が掛かってはいけないという思いはもちろんありますけれども、仮に外部に発注するにしても、とにかく早く県民にこれだけのいいものがあるわけですから。後は作業を早く終えて県民にそれをどう発信できるかという、これは県民の利益になるわけですから。職員の皆さんの過労にならない、なっちはいけないという思いがありますが、いつ、何を、どうやっていくのかという、この辺のところをちょっとお示しいただきたいと思うんです。

文化財担当課長

先ほど御説明申し上げました県の文化財情報の紹介画面から、市町村の紹介画面に直接リンクさせていただくように考えておりました、市町村の協力を頂きながら順次リンクを張り、これにつきましては、できればおおむね今年度中に完了させていきたいというふうに

思っております。

また、写真につきましては、まず県所有のものにつきましては今年度中に掲載していきたいというふうに考えています。それ以外のものにつきましては、所有者の同意を頂く必要がございますので、所有者の同意を頂いたものから順次掲載をしてまいりたいというふうに思っております。

なお、文化財の解説の充実でございますが、今後資料を収集したり原案の作成、それから専門家の御意見を聞く、その内容につきまして、国指定のものについては文化庁との調整が必要になってまいります。また、県指定のものにつきましても、文化財保護審議会の御意見も伺う必要もございますので、これにつきましては少しお時間をいただきたいと思っております。いずれにいたしましても、できるだけ早くホームページが充実されるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

此村委員

大変な御苦勞をお掛けするわけでありまして、できるだけ早く県民のために、是非そういった改善をしていただきたいと、このように思っております。

次に、法教育について質問させていただきたいと思っております。

来年から裁判員制度が始まるということで、一定の年齢になれば、だれもが裁判員になる可能性を秘めている。こういうこととともに、それから今の現下の社会情勢を見ますと、とにかく話合いとか一定のルールに基づかず、すぐかっときて殺してしまったり暴力を振るってしまうという、いわゆる法を無視する、法に基づかないと言いますか、そういった中での悲惨な事件が相次いでいる。こういう状況下にあるわけでありまして、新しい学習指導要領の中でも、改めて法教育についての大切さが書かれていると。このように認識しておるわけですが、まずは法教育についての認識、なぜ今、法教育が必要だと県教委は考えているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

子ども教育支援課長

法教育に関する認識のお尋ねでございますが、現在でも法に関する指導につきましては、お話しのように学習指導要領で一定の位置付けがございます。例えば、小学校の社会科で、憲法の基本的な考え方や国民としての権利・義務などについて考えたり、そうしたことを通して我が国の政治の働きについて学習すること。あるいは小学校低学年の生活科では、具体的な活動を通して、決まりやマナーを守ることの指導、道徳でも約束や決まりを守ることの大切さ、また特別活動では、学級活動や児童会活動の中で様々な問題の解決、あるいは生活の向上のためにルールがあって、話合い、協力してより良い生活を築こうとする態度の育成へということが図られています。

したがって、法教育については全く新しいものではないと、ゼロからスタートするものでもないということではございますが、今お話にありましたとおり、そうしたことの一方で、規範意識が育っていないといった指摘、裁判員制度の導入などの今日的な課題、あるいは社会の動向もございますので、例えば小学校の早い段階から、なぜルールが必要なのか、意見が分かれた場合にどういう方法で解決するのか、こういったことについて、体験を通じて考え方の基本を身に付けさせることであるとか、あるいは裁判の進め方や契約の結び方など、法が歴史の中で確立してきた知恵の中には、生活を円滑にするための教養として利用できることが多いですので、そうした法の知恵について、早い時期から身に付けさせることの意義は大変大きいと、そのように考えております。

此村委員

そうすると今までやってきた法教育と、これからやろうとしている法教育はどう違うの

でしょうか。

子ども教育支援課長

今お話しのごさいました裁判員制度が新たに導入されることに伴って、新しい学習指導要領では、裁判員制度に触れて、国民の司法参加の意義を考えさせる。あるいは国民が刑事裁判に参加することによって、裁判の内容に、国民の視点、感覚に反映させることになる。司法に対する国民の理解が深まり、その信頼が高まることを期待して裁判員制度が導入されたことに気付かせるような指導をする。こういったことの項目が加えられておりますので、そういった点も含めて、今お話ししましたように、規範意識のより一層の醸成等の中で、そういった指導をより濃く、新たにもう少し体系的に見直すとか、新しいカリキュラムの開発、そういったことが求められるようになって考えております。

此村委員

いずれにしても、今まで法教育をやってきたよと、今までもやってきたんだよと。こういう話なんです、しかし今までやってきた学習指導要領での法教育がどちらかというと、いろんな新聞とか、いろんな学者だとか、いろんな方たちが既に言っておりますけれども、例えば中学校の社会科などで、憲法の基本原則や裁判制度の概要などを教えている、いわゆる知識偏重型ではなかったかという、こういうことですね。それは課長が言われた今までやってきたよという、こういうことでありまして、今度新しい指導要領の中で、今課長の言っていたような新しい流れ、という、今までやってきた法教育の知識偏重という反省を込めて、もうちょっとこれに変えていかなければならない。例えば、法の本質的な理解が進んでないとか、いろいろとそういった様々な今言われたようなことを、これから更に子供たちに教えていかなければならないということで、今までの指導要領の部分から更に前進と言いますか、知識偏重型からもうちょっと、もっと本質的な部分に踏み込もうというのが、今回の学習要領が目指すところの法教育であると、このように私は受け止めているわけでありまして。あるいは一つ、課長も少し触れられた部分もあるのだけれども、今後の法教育をやっていく上での取り組むべき課題はどのように考えているか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。整理をして。

子ども教育支援課長

私ども昨年策定いたしました、かながわ教育ビジョンの中に、心ふれあう教育という実践的な課題の中で、規範意識や公共心、社会性の育成を掲げております。そうしたことから県教育委員会といたしましては、今委員の御指摘は、もっと体験的な活動も必要なんじゃないかというようなことだと思っておりますが、実際、先進的に取り組んでいる学校もございまして、例えば、横浜市のある中学校が横浜地方裁判所、横浜地方検察庁、横浜弁護士会、こういったところと連携いたしまして、裁判の実際と裁判員制度であるとか、街でよく見るマナー違反、ルール違反、こういった題材を取り上げて体験的な学習をしております。こういう事例がございまして、県教育委員会といたしましては、まずはそういった先進的な事例について情報を集めて、市町村に提供していきたいと。

それと併せまして、今お話がありました学習指導要領も改訂の時期ですので、この時期に、こういった法に関する教育を推進することはそれも大事なことでございまして、この12月に、私ども全部の小・中学校にお配りをする教育課程の編成の指針、この中に改訂で重視されている、例えば裁判員制度の導入などの法的関連の内容を盛り込んで、普及・啓発に努めてまいりたいと考えております。

此村委員

こちらから具体的に聞きますが、教科・領域における法教育の体系図と申しますか、カリキュラムの開発、これは必要だと考えますか、どうですか。

子ども教育支援課長

今の学習指導要領では、例えば社会科であったり、あるいは生活科、道徳、特別活動というふうに小刻みにというか、一本の柱が通ったものにはなっていないきらいがあるように思われておりますので、そういったことを全体計画的な形で体系付けることが必要だと思います。さらに、より体験的な学習ということでは、新たなカリキュラム開発については、必要があると思っております。

此村委員

次に、この裁判員制度の理解に向けた、この啓発活動等は必要があると思いませんか。

子ども教育支援課長

今の子供たちは、将来には裁判員になる可能性もあるわけでございますから、そういったことを早い時期から知識として、あるいは体験も含めて理解をすることは大切なことと考えております。

此村委員

それで、こういった先ほどから言われている新しい指導要領に基づいた、いわゆる知識偏重ではなくて具体的な生活の中で物事を解決していく能力としての法教育、これを県民に普及していく必要があると考えますか、どうですか。

子ども教育支援課長

そのとおりだと思っております。

此村委員

そうしますと、これはこういった規範とかそういったものをだれがどういうふうに決めるのか。どういうふうに、必要であるならば、これはつくる必要があるんですが、どのようにしてこれは決めていくんですか。

子ども教育支援課長

例えば、体系的な指導であるとか、カリキュラム開発につきましては、本県においても独自に取り組むことは重要でございますが、そうした際には、学校の教員や市町村教育委員会の担当者に加えまして、関係機関や有識者など外部の方の意見を聞くことも重要であると考えております。

此村委員

実は、東京都で先進的に取り組むということで、法教育の普及推進に向けた東京都教育委員会の取組ということで、法教育研究推進協議会というのをつくったんですね。これについて把握されてはいますか、簡単に。

子ども教育支援課長

委員お話しのとおり東京都の取組でございますが、これは東京都の第2次の東京都教育ビジョンの中で、今後5年間に重点的に進める取組の20項目の一つに、法に関する教育の推進を位置付けて取り組んでおると承知しております。

此村委員

これについてはどのように思いますか。

子ども教育支援課長

この取組は、大変に、新しい指導要領の改訂も踏まえて、参考にすべきことが多いと思っております。

此村委員

課長はよく分かっているの答弁だと思うんだけど、法教育研究推進協議会、これは国の法務省とか裁判所、それから文科省と連絡をとりながら、そしてまた東京都の公立小・中学校等の教育研究会と連携をとりながら、構成員として学校教育関係者、大学関係者、法務省、裁判所関係者、弁護士会、青少年治安対策本部関係者、事務局と。これらで構成して、そしていわゆる先ほど私が質問した教科・領域における法教育の体系づくりとカリキュラムの開発、それから裁判員制度の理解に向けた啓発活動、それから規範意識の育成に向けた啓発活動等を行うためにどうすべきかということを検討する協議会を立ち上げているということです。平成20年度では、まずカリキュラムの開発や法体系の整備をやりますよ。来年度は裁判員制度についての普及・啓発をやりますよ。平成22年度はこういうのをやりますよということで、体系的なものを一応大枠を決めて、そういったことを踏まえていろいろと検討していこうと。こういうことで、庁内だけではなくって幅広い、そういった問題が問題ですから、本当に庁内だけでは、人材は一杯いらっしゃるんですけども、庁内だけではない関係団体の皆さんも入れてきちんとやろうと、こういうような協議会をつくっているわけでありまして。これとそっくり同じものをつくるということは申し上げませんが、神奈川県らしい、またできたら東京都なんかよりも更に良いものを私はつくるべきだと、このように思いますが、いかがでしょうか。

子ども教育支援課長

本県におきましても、例えば今お話にございました外部の方の意見を聞くというのは大変重要でございますので、そういったことも含めて、検討のための組織については必要であると認識しております。

此村委員

先ほども申し上げました。いつ、何をやるということになれば施策にならないということは申し上げたとおりで、いつまでにやるのでしょうか。

子ども教育支援課長

検討のための組織につきましては、設置の時期であるとか構成メンバー、役割などについて、今後十分に検討を重ねることや、あるいは関係機関等との調整を図ることも必要となっておりまして、現時点で具体的なスケジュールということとはなかなか難しいことではございますが、年度内のできるだけ早い時期にはこういった組織を立ち上げて、その中で東京都の推進会議等を参考にしながら、今後進め方について検討してまいりたいと考えております。

此村委員

是非よろしく願いいたします。

今、子供たちを守るために、いろんな様々な青少年保護育成条例とかいろんなことをや

って、これをやっては駄目だというような規制をいろいろ県は今やっているんですね。それももちろん大事ですが、問題は、そうならないような子供たち、ちゃんと判断ができる子供たち、法に基づいてものを考えることができる子供たちを育てることも併せて、今もっとそれよりも大事かもしれませんよ。そういった何かしてはいけないというよりも、そうならない、そういうふうに染まっていかない、そういう子供たちを育てるといことは大変重要な課題でありますので、今課長から御答弁を頂きましたように、一日も早くこういった協議会を立ち上げていただいて、そして本当に子供たちを守るための学校教育を是非早期に実施していただきますことを、お願いを申し上げます。

もう1問ですね。法教育を申し上げたんですが、あと消費者教育、またの名を金銭教育とかいろいろと言われております。私のところも、あるお母さんから、アメリカでやっているような株を取引するようなことも、子供たちに教えてくれた方がいいんじゃないかなみたいな、神奈川県はどうするんだというような意見もありました。これはそんなに多くない声だろうと思いますが、ただいろんな子供たちが、例えばインターネット等で物が買えるとか、そういうようなこと。それからちょっと大きくなってニートになっていくという、こういうような状況の中で、やっぱり小さいときからの消費者教育といいますか、金銭教育といいますか、そういったことをやっていく必要がある。このように思っているわけではありますが、これについては、小・中と高校とあるんでしょうが、それぞれどのようなになっているのか、お聞かせいただきたいと思えます。

子ども教育支援課長

消費者教育でございますが、小学校では、例えば、主に五、六年生で学習をいたします家庭科におきまして、実習等の材料を実際に購入するといった活動を通して、計画的な金銭の使い方や適切な買い物ができるように、消費者として主体的に実践できる素地を育てると、こういったことが行われております。

また、中学校におきましては、そういった小学校の学習を基にしながら、技術・家庭科の中で消費者教育にかかわる、例えば販売方法であるとか、消費者保護に関する学習、環境に配慮した消費生活の工夫、こういったことを通して消費者としての自覚を高める指導が行われております。

高校教育課長

県立高校における消費者教育の取組についてお答えさせていただきます。

基本的には、必修科目であります家庭科の科目の中で、消費者教育については取り扱われておりますけれども、それに加えまして、県民部消費生活課が作成しました消費者教育の冊子、DESIREを、毎年5月の下旬に、すべての県立高校の1年生に配付しております。このDESIREという冊子でございますが、作成委員に県立高校の教員も参画しております、消費生活について、生徒の興味・関心を高めることができるよう、クイズやイラストを取り入れるなど工夫をしているところでございます。

教育委員会では、家庭科の授業あるいはロングホームルームなどの時間におきまして、この冊子を活用して、消費者として必要な知識が身に付くよう各学校に指導をしております。

また、社会の一員として、社会や経済の仕組みをきちっと理解して、消費者としての正しい知識、こういうものを含めた自立した社会人としての能力や態度を育成するために、シチズンシップ教育の研究にも取り組んでおります。

具体的に申し上げますと、経済、金融教育も含めまして、社会参画、あるいはモラル・マナー教育、こういうものを主なテーマとして設定しまして取り組む研究実践校を指定しております。現在8校指定しておりますが、こういう高校で、先進的な金融教育、消費者

教育等に取り組んでいただきまして、平成19年度から指定しておりますが、3年間の指定期間の中で研究をしていただきまして、その成果を他の県立高校に広めていきたいと、こういうふうに考えております。取組につきましては、以上でございます。

此村委員

今、課長からお話がありました冊子について見させていただきました。質問するに当たり、ちょっといろいろと勉強しましたら、他の都道府県はまだかなり遅れているところがあって、そういった意味では神奈川県は進んでいる方かなという、皆さんは一番進んでいると言いたいかもしれませんが、進んでいる方なのかなと、こういう思いを持っております。

したがって、いろんな選択して何校かで実践教育をやっている、何ていうんですか、実験をやっているとかいろいろとありますけれども、先ほどの法教育の議論ではありませんけれども、そういったことで試行したこのカリキュラムなり、そういった教え方とかそういったものを含め、どう広く学校に普及していくかということが実は大事だろうというふうに思います。

と同時に、これを私も見させていただきました。これは見たら大変良いし、我々自身が勉強になるんですね。非常によく書いてあります。これは恐らく、中学生だとか高校生だけじゃなくて、全員みんな、お母さん、お父さんなんかも読んで良いのではないかと、うぐらいの内容なんですけど、いつも課題になるのは、これをやっていますよと、各学校にこれを配っていますよと、勉強をするように言っていますよと。問題は、ちゃんと勉強をしているんですかという、ちゃんとやっているんですかと、こういうことなんです。

例えば、エイズの問題についても、いろんな問題、皆さんが、各教育委員会が学校に徹底をしてやりなさいと。現場では全然やってない、まだやっていない学校が多いという、こういうことになりまして、せっかくこの場で議論をしてなるほど素晴らしいことをやっているんだ、良いことをやっているんだというふうに思っても、学校現場ではそういうことがなされていないという、そういう現状があってはならないと思いますが、これはどうなのでしょう。ちゃんと各学校はきちっと授業をやっているよということを、皆、把握されているのでしょうか。

高校教育課長

DESIREでございますけれども、多くの県立高校で、家庭科の授業で、消費者の権利と責任という項目の中で、キャッチセールスなどの悪質商法への具体的な対処法、あとはローンやクレジットの仕組みなどを学習する際に、資料として積極的に活用がされているというふうに聞いております。ただ全校でやっているかと申し上げますと、委員御指摘のとおり、学校によっては温度差があることも、私ども調査の上では承知をしているところでございます。

私ども教育委員会としまして、学習指導要領にも、消費生活について学ぶことがきちんと定められておりまして、契約、消費者信用、問題の多い販売方法等、消費者の権利と責任について、生徒がより具体的で正しい知識を身に付けるということは、将来、社会生活を営む上で、大変重要なことと考えておりますので、この活用法につきましては私どもももう少し調査をさせていただいた上で、今後すべての県立高校の校長、副校長、教頭を対象とした教育課程説明会というのがございますので、そういう機会をとらえまして、このDESIREの活用について指導をしていきたいというふうに考えております。

これに加えまして、この冊子を工夫した活用例など、様々な機会をとらえて県立高校に紹介をしていきたいというふうに考えております。いずれにしましても御指摘のとおり、せっかく予算を獲得して作った冊子ですから、消費生活課が作ったものでございますけれ

ども、全員に配っている以上、きちんとした活用を目指して、今後取組をさせていただきたいと。私どもも消費者教育は大事だと考えておりますので、しっかりと取り組むというふうに考えております。

此村委員

これは是非お願いしたいと思います。最終的にはある一定の時期に、これをやったところとやっていない学校を明確にさせていただきたいというふうに思っております。

あと、小・中、ちょっと県立高校と、直轄と違うんですが、小・中の方はどうでしょうか。

子ども教育支援課長

中学校におきましては、高校の教材と同様に、消費生活課が、ステップアップかしこい消費者になろうという教材を配っております。委員御指摘のとおり、それが実際どのように活用されるかということが大変重要でございますが、県教育委員会としては、今特段に各中学校での活用状況について、私ども自身での調査は行っていない状況でございます。

しかしながら、今後はやはり配って終わりということになっては、大変もったいない、中身の良い資料でございますので、そういった意味では、もうちょっときめ細かく把握をしてみたいと考えております。

此村委員

ありがとうございます。是非、もったいないのはもったいないのですが、もったいないとともに非常に大事な、教えること自体が大事な中身でありますので、是非、一人でも漏れなく、こういったいろんな意味の被害者を出さないためにも、また健全な大人として、また社会人として、金銭感覚を身に付けた大人を育てていくためにも、是非この消費者教育、金銭教育についても徹底方お願いいたしまして、私の質問を終わります。